

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成16年2月25日

各 位

2月社長記者会見

1. 適時開示情報伝達システム(TDnet)利用料の徴収について

<資料1 参照>

2. 上場企業交流会ならびに取引参加者懇談会の開催について

<資料2 参照>

3. 平成16年度業務計画ならびに業績見込について

<資料3 参照>

以 上

適時開示情報伝達システム (T D n e t) 利用料の徴収について

平成16年 2月25日
 (株)名古屋証券取引所

. 見直しの趣旨

適時開示情報伝達システム(以下、T D n e t という。)は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するため、(株)東京証券取引所(以下、東証という。)が開発し、平成10年に稼働した適時開示情報の伝達システムであり、当取引所においても上場会社の利便に資するため、いわゆるワンストップ・ファイリング等の実現のために、平成11年10月1日の全国連携システム稼働の時点からその運営に携わってきた。

昨年4月には、T D n e t の処理能力や利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレースが行われたところであり、その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方にに基づき、情報利用者である報道機関等に加え、全国の上場会社・店頭登録会社からも利用料を徴収することとしたところである。

このため、当取引所においても、上場会社各社より当該費用のうち実費相当分を利用料として負担していただくため、「上場手数料等に関する規則」について、所要の見直しを行うこととする。

. 見直しの概要

項 目	内 容	備 考
1 . T D n e t 利用料の徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、当取引所が定める方法により、T D n e t 利用料を納入しなければならないものとする。 ・ T D n e t 利用料(年額)は、1社当たり96,000円(税抜)とする。 	東京証券取引所に重複して上場している会社を除く。 T D n e t 利用料の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。 T D n e t 利用料は、年間上場料と同時に請求する。
2 . その他	その他所要の見直しを行う。	

. 見直しの時期

平成16年4月1日の施行を目途とし、同年8月末日納入分から適用する。

以 上

平成 16 年 2 月 25 日

(株)名古屋証券取引所

名証上場企業交流会ならびに取引参加者懇談会の開催について

1. 上場企業交流会

- (1) 日 時 平成 16 年 3 月 10 日 (水) 午後 4 時 30 分から
- (2) 会 場 名古屋観光ホテル
- (3) ご招待者 全上場企業社長 (または代理人)
- (4) 概 要 第一部 講演会「イラク復興と国際情勢」
講師：波多野 敬雄 氏 (学習院女子大学学長、元国連大使)
第二部 上場企業への感謝状贈呈式
第三部 懇親パーティー

2. 取引参加者懇談会

- (1) 日 時 平成 16 年 3 月 16 日 (火)、3 月 17 日 (水) 午前 11 時 00 分から
- (2) 会 場 名証 2 階大会議室
- (3) ご招待者 取引参加者代表者 (または代理人)

以 上

平成 16 年 2 月 25 日
 (株)名古屋証券取引所

平成 16 年度業務計画ならびに業績見込について

1. 業務計画

(1) 名証市場の魅力及び信頼性の向上

上場銘柄及び新商品の充実

流通市場機能の向上

審査・監理機能の充実

(2) 市場参加者との関係強化等

上場企業へのサポート強化等

取引参加者との関係強化

投資知識普及活動の実施

(3) 財務体質の安定化

2. 業績見込

	営業収益	営業費用	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 16 年度	1,086	1,137	51	43	49

(参考)

	営業収益	営業費用	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 15 年度(見込)	1,233	1,217	15	24	17

以 上